

特別区区民葬儀における新たな助成制度について

1 助成制度創設の理由

昨今の物価高により葬儀全般に係る費用が増加している。特に費用の一部を占める火葬場の利用は区民生活にとって不可欠なものであり公共的な施設でもあること等も踏まえ、区民の葬儀費用の負担軽減を目的とする区民葬儀において、23区共通の助成制度を令和8年4月1日より開始する。

2 助成対象者

区民葬儀利用者（※1）のうち、特別区が指定する民間火葬場（※2）において、一般炉の火葬料金（※3）を支払った方（※4）を対象とする。

※1 「祭壇券」又は「霊柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者

※2 区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場

※3 生活保護等他の公的制度の適用を受けている料金を除く。

※4 「逝去者」又は「火葬を執り行った者」が江東区内に住民登録を有していること

3 助成額

大人27,000円、小人（6歳以下）15,000円を助成限度額とする。

※ 算出根拠 特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額（87,000円）と区民葬儀の火葬料金（59,600円）との差額から1,000円未満を切り捨てた額

4 周知方法

区報、区ホームページ、おくやみガイドブックへの掲載等

5 助成制度利用件数（令和8年度見込）

本区で約500件、特別区全体では約10,000件の利用を見込んでいる。